

子どもや子育て世帯を支えるために

子ども・子育て支援制度とは、子ども・子育て支援の拡充のため、全ての世代や企業から支援金を拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q なぜ支援金制度が必要なの？

A 少子化・人口減少の進行が加速していることから、国は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、これまで以上に子ども・子育て支援に力を入れることとしました。支援金制度はこれを支える財源の一部となります。

Q どんな事業に使われるの？

A ▶児童手当の拡充▶育児時短就業給付(子どもが2歳未満の期間に時短勤務をした場合、賃金の原則10%を支給)▶育児期間中の国民年金保険料免除▶妊婦のための支援金給付▶出生後休業支援金給付▶こども誰でも通園制度一などの事業に使われます。

Q 収入が少なくても支払うの？

A 支援金は所得に応じて支払いが必要です。低所得の人に対する保険料軽減措置を設けています。

Q なぜ独身の人や高齢者も支払うの？

A 子どもの成長を支えることは、未来の社会保障制度の担い手を守ることに繋がります。子ども・子育て支援金制度は全ての方にメリットがあり、独身の人や高齢者などの全ての世代に加えて、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q 国民健康保険に加入している人以外も負担するの？

A 職場等の健康保険に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人も負担します。

Q いつから支払うの？

A 令和8年度の国民健康保険税から子ども・子育て支援金が増算されます。7月に世帯主へ送付される納税通知書で、増算される保険税額をご確認ください。



子ども・子育て支援金制度について詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



【子ども・子育て支援金制度についての問い合わせ】
子ども・子育て支援制度コールセンター(☎0120-303-272)

今後も安心して医療を受けられる制度を維持するため、ご理解とご協力をお願いいたします。



国民健康保険税額が変わります

国民健康保険制度は、病気やけがなどで医療機関を受診する際に、医療費の負担を軽減するための給付を行う制度です。

本市の令和8年度の国民健康保険税の変更点についてお知らせします。

【国民健康保険制度についての問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)
【国民健康保険税額の試算についての問い合わせ】本館市民税課(☎41-3526)

本市の国民健康保険税の状況

本市の国民健康保険事業は、平成30年度に保険税率の引き下げを行って以来、税率を据え置き、国民健康保険財政調整基金(貯金)[以下、「基金」という]を取り崩し活用することで、県内の市町村と比べて低い国民健康保険税額としてきました。

しかし、医療の高度化により1人当たりの医療費が年々上昇しているほか、人口減少、後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者数は減少しており、国民健康保険税の収入は年々減少しています。

また、これまで収入不足を補ってきた基金の残高が数年後には底をつく見込みであるこ

とから、将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営するため、令和6年度に保険税率の引き上げを決定しました。

保険税率の引き上げは国民健康保険加入者の負担が急激に増えないように、令和7年度から11年度までの5年間をかけて段階的に行っています。ただし、令和8年度分の税率は据え置き、下記の表のとおり、本年度から創設される子ども・子育て支援金の税率を追加します。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



令和8年度の概要

※令和8年度の保険税額は、7月中旬にお知らせします

令和7年度	所得割率	均等割額	平等割額	令和8年度	所得割率	均等割額	平等割額
医療分(0~74歳)	6.50%	16,500円	16,300円	医療分(0~74歳)	6.50%	16,500円	16,300円
後期高齢者支援金分(0~74歳)	2.50%	9,500円	7,000円	後期高齢者支援金分(0~74歳)	2.50%	9,500円	7,000円
介護分(40~64歳)	2.00%	7,900円	7,800円	介護分(40~64歳)	2.00%	7,900円	7,800円
				子ども・子育て支援金	0.40%	1,300円	1,200円

国民健康保険税は主に保険給付(医療費)に使われています

医療費が必要以上に増加しないよう、一人一人が次のことを意識しましょう。

- 医療機関の重複受診を控える
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用する
- 長期的な医療費の削減のため、定期的に健康診断を受診し、病気の予防に努める

